

## 学研災等保険について

学生のみなさんが安心して、充実した学生生活を過ごすために、本学では、災害・事故に対応する補償制度として、「学生教育研究災害傷害保険」及び「学研災付帯賠償責任保険」を導入しています。

この制度は大学の教育・研究活動にそった補償制度であり、入学時に全学生が加入します。

また、これらの保険とは別に任意加入の「学研災付帯学生生活総合保険」があります。

事故や医療機関にかかるようなけがをした場合には、すぐに医務室まで連絡してください。

### 学生教育研究災害傷害保険（学生生活でのけがに対応）

正課、学校行事、通学、学校施設など相互間の移動中及び課外活動中に被った身体の傷害を補償する保険です。

\* 治療日数が、正課・学校行事中（1日以上）、通学、学校施設間の移動中（4日以上）、課外活動中（14日以上）でないと保険適応になりません。

### 学研災付帯賠償責任保険（賠償責任を伴う損害に対応）

正課、学校行事、通学、学校施設など相互間の移動中及び課外活動中において、他人にけがをさせたり、他人の財物を損壊したこと等により、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害についての保険です

\* バイクや自動車の事故による損害には対応していません。

### （任意）学研災付帯学生生活総合保険（生活上での病気やけが等に対応）

この保険は、入学時に保険会社からご案内している任意の保険です。保険に加入している人で医療機関を受診した場合には保険請求してください。手続きの仕方でわからないことがあったら、医務室にたずねてください。